

公 示 日 : 2025 年 8 月 20 日 (水)

調達管理番号 : 25a00440

国 名 : カメルーン

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名 : カメルーン国小規模農家のためのキャッサバ・バリューチェーン
改善プロジェクト (第 1 期) 詳細計画策定調査 (評価分析)

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2025 年 9 月下旬から 2026 年 1 月下旬
- (2) 業務人月 : 1.20
- (3) 業務日数 : 準備業務 現地業務 整理業務
5 日 21 日 5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2025 年 9 月 3 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。 (<https://partner.jica.go.jp/>)
具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照

ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2025 年 9 月 12 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	カメルーン及びアフリカ地域
語学の種類	英語または仏語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

当該技術協力プロジェクト等事業本体を受注している法人及び個人（補強所属元企業含む）は、本件への応募・参加を認めません。また、基本計画策定調査に携わった法人及び個人についても本件への参加を認めません。

(2) 必要予防接種：黄熱に感染する危険のある国です。1 歳以上のすべての渡航者は黄熱予防接種証明書（イエローカード）が要求されていますので、渡航時点で有効なイエローカードを所持しておくことが渡航条件となります。

6. 業務の背景

カメルーン共和国（以下、「カメルーン」）は農業分野の就業人口は全体の約 60%、農業は GDP の約 20% を占める基幹産業だが、一方で生産性が低く、食料の 25% を輸入に依存している（世銀 2016 年）。カメルーン国内でキャッサバは代表的な自給用農作物で、脆弱層にとっては食料安全保障の要となる作物である。痩せた土壌でも比較的簡単に育ち、乾燥に強く気候変動の影響を受けにくい等の理由で、カメルーン国内では全 10 州中 8 州で栽培されている。また生産や販売は主に女性が担っており、その生産拡大は、女性のエンパワーメントや子どもの栄養改善にも貢献すると期待されている。キャッサバは世界的にも加工食品の原料として需要も高く、カメルーンでも小麦粉の代替品としての活用に向けた期待が高い。

「農村開発戦略／農業投資国家計画（SDSR/PNIA）、最新版は 2020-2030）」によると、2019 年のキャッサバの生産量は 535 万トンで、統計上は農地 1ha あたりの生産性は年 16t と試算される。しかし病害虫に強く生産性の高い改良品種は在来種に比べ価格が高いことから、多くの農家は生産性の低い在来種を自家増殖したものを栽培している。また、キャッサバは栽培条件によって 2 期作が可能であるが、土壌管理の知識不足によって 1 期作に留まっているケースが見られる。結果として、対象農家のキャッサバの収量は年 10t 前後と低い。加えて販売面では安定した販路が確立していないため、生産者は仲買人等から安価な取引を強要される等十分な現金収入につながっていない。収入向上には改良品種の普及だけでなく、バリューチェーンを開拓して確実な収入につなげることが重要で、生産者団体の形成や共同出荷、関係者の相互信頼感の高い安定した販

路を開拓することが、喫緊の課題となっている。

このような状況下、カメルーン農業開発研究所（IRAD）は熱帯農業研究所機関（IITA）と共同で各種の改良品種の普及を行っている。この枠組みを活かし、京都大学が同機関と実施した SATREPS「カメルーン熱帯雨林とその周辺地域における持続的生業戦略の確立と自然資源管理プロジェクト」（2011～2016）では、東部州アンドン村で改良品種の導入や土壌管理、加工等を通じて、生産性と収入の向上が確認されている。更にこの成果を基盤にした草の根技術協力「東部州における小規模農家を対象としたキャッサバ商業化支援事業」（2018～22）では、首都のバイヤーを開拓し、販売を開始した。これらの成果を踏まえ、IRAD はキャッサバの販売ネットワークを形成し、売るために作るという取り組みを更に強化させるため、より広範囲で市場を見据えたキャッサバ生産を推進し、小規模農家の収入向上を図るべく、JICA に本技術協力プロジェクトを要請した。

要請を受け、JICA は本プロジェクトを二段階で立ち上げることとし、2022 年 3 月に基本計画策定調査を実施し、PDM（Project Design Matrix）及び PO（Plan of Operations）を策定した。本プロジェクトはキャッサバの栽培・生産面のみならず、生産物の加工から流通まで網羅し、バリューチェーン強化に寄与することを目的として要請されたが、要請元である IRAD が加工・流通に関わる活動をどのような体制で実施するか、同調査では明確にすることができなかった。このため、現フェーズ（2024 年 12 月～2026 年 1 月）において追加調査を実施し、バリューチェーンの現状把握に加えて C/P の体制に関する検討材料を収集している。

本調査では、本プロジェクトの本格実施フェーズに向けて、上記収集情報を踏まえて最もインパクトを与えることのできるプロジェクトの枠組み及び実施体制を検討し、先方政府関係者と合意形成を行うこととする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務 (2025 年 9 月下旬～2025 年 11 月上旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでのキャッサバ生産・流通に関する協力の状況・成果・課題を確認する。
- ② 既存の文献（本プロジェクトの基本計画策定調査報告書、事業計画書、月報、モニタリングシート等）および既存のPDMをレビューし、フェーズ 1 の活動実績と課題について分析する。
- ③ 上記①、②を踏まえ、本プロジェクトにおいてIRADをカウンターパートとした際に達成可能なバリューチェーンの取り組みについていくつか仮説を立てる。また、栽培面では、生産量の多い農家と、少ない農家の違いについても仮説を立て、その裏付けを取るための効果的な調査方法を検討する。
- ④ カメルーン側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文・仏文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。
- ⑤ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）およびPO（Plan of Operations）の改訂案を検討する。
- ⑥ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務 (2025年11月中旬～2025年11月下旬)

- ① JICAカメルーン事務所等との打合せに参加する。
- ② カメルーン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制

- (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性
 - ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）の変更を他団員とともに検討する。
 - ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、変更R/D（案）（英文・仏文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文・仏文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
 - ⑥ 実施機関に対する変更R/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
 - ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAカメルーン事務所等に報告する。
- (3) 整理業務（2025年11月下旬～2025年12月上旬）
- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
 - ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
 - ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

2025 年 12 月 26 日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文・仏文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 11 月 9 日～11 月 29 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA カメルーン事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり

- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳傭上：英語⇄仏語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

（２） 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・ 案件概要表
 - ・ 基本計画策定調査報告書
 - ・ プロジェクトモニタリングシート
- ② 本業務の先行案件に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
 - ・ カメルーン熱帯雨林とその周辺地域における持続的生業戦略の確立と自然資源管理プロジェクト（SATREPS）
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1000646/index.html>
https://www.jst.go.jp/global/kadai/h2209_cameroun.html
 - ・ カメルーン東部州における小規模農家を対象としたキャッサバ商業化支援（案件概要表）
https://www.jica.go.jp/Resource/partner/kusanone/partner/ku57pq0000x9tkg-att/came_01_p.pdf
（終了時評価表）
https://www.jica.go.jp/Resource/partner/kusanone/partner/ku57pq0000x9tkg-att/came_01_p_te.pdf

（３） その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求め

ている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カメルーン事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上